

静岡県公安委員会規則第18号

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年8月14日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(静岡県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 静岡県警察署協議会に関する規則（平成13年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(報酬)</p> <p>第6条 委員の報酬は、<u>特別職の職員の給与等に関する条例</u>（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職の給与等条例」という。）の規定によるものとし、1日につき次の額を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"><thead><tr><th>警察署協議会</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>大仁警察署協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	警察署協議会	委員の定数	(略)		大仁警察署協議会	(略)	(略)		<p>(報酬)</p> <p>第6条 委員の報酬は、<u>特別職の職員等の給与等に関する条例</u>（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職の給与等条例」という。）の規定によるものとし、1日につき次の額を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"><thead><tr><th>警察署協議会</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>伊豆中央警察署協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	警察署協議会	委員の定数	(略)		伊豆中央警察署協議会	(略)	(略)	
警察署協議会	委員の定数																
(略)																	
大仁警察署協議会	(略)																
(略)																	
警察署協議会	委員の定数																
(略)																	
伊豆中央警察署協議会	(略)																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

第2条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験場所)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を受けようとする者は、次の各号に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許センターにおいて受験するものとする。ただし、東部運転免</p>	<p>(試験場所)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を受けようとする者は、次の各号に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許センターにおいて受験するものとする。ただし、東部運転免</p>

許センター及び西部運転免許センターで行われない運転免許の種類にあつては、中部運転免許センターにおいて受験するものとする。

(1) 下田警察署、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署又は富士宮警察署の管轄区域に住所地を有する者 東部運転免許センター

(2)・(3) (略)

許センター及び西部運転免許センターで行われない運転免許の種類にあつては、中部運転免許センターにおいて受験するものとする。

(1) 下田警察署、伊豆中央警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署又は富士宮警察署の管轄区域に住所地を有する者 東部運転免許センター

(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年8月28日から施行する。